

第 2 回 向日市公立保育所のあり方検討委員会 会議録

- 日 時 : 平成20年10月1日(水)
午後7時～午後9時
- 場 所 : 向日市役所 大会議室
- 出席者 : 委員 9名
事務局 7名
藤井健康福祉部次長 今西子育て支援課長 中村子育て支援課主幹
川本保育係長 三好主査 江口財政課長 鈴木財政課長補佐
- 傍聴者 : 11名
- 議 題 : 1. 会議録について
2. 市の財政について
3. 子育て支援施策について
4. 公立保育所のあり方について
5. その他

(事務局) 本日は夜分、大変お疲れのところご出席をいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から第2回向日市公立保育所のあり方検討委員会を開催させていただきます。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第により進めさせていただきます。それでは委員長よろしくお願ひします。

(委員長) お仕事の終わった後、お疲れのところ、お集まりいただきましてありがとうございます。うまい具合に言ったもので、暑さ寒さも彼岸までと、先日まで暑い暑いと言っていたものが、だいぶ肌寒くなるようになってまいりましたし、10月にも入ってまいりました。そこで本日、第2回の委員会をこれから始めさせていただきますと思いますが、前回は第1回ということで、セレモニーもいくつかありましたので、今回につきましては、そういうものはございませんので、委員さん同士の活発なご意見の交換ということを、できるだけ中心に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

まず最初に、次第の第1番目の会議録についてであります。

これにつきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 失礼します。本日の第1番目の議題である会議録につきましては、先日、委員の皆様方に事前に送付させていただきご確認を願ったところがあります。その結果、特に記載内容につきましてご意見もございませんでしたので、送付させていただきました形で情報公開ということで進めさせて

いただきます。

なお、誤字がありましたので、その分の訂正をお願いいたします。

(委員長) ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。一応、前もって送付をさせていただいておりますので、今の誤字の訂正と、いうことでよろしいでしょうか。

ご意見、ご異論がないようでございますので、こういった形で情報の公開を行ってまいりたいと思います。

次に、議題の2番目ですが、市の財政状況についてであります。本日は、財政課長さんにもお越しいただいておりますので、ご説明のほどよろしくお願いをいたします。

(事務局) ご苦労様です。財政課の江口と申します。よろしくお願いいたします。

向日市の財政状況ということなんですけれども、財政状況の説明というのは、非常に細かくて、専門用語も多くて職員でも理解するのに相当研修等を重ねています。いろんな財政指標、新聞とかその辺で出ております財政指標、財政の状況、各自治体の財政の状況を説明する指標もいろいろありまして、自治体の形態というか、千差万別な自治体を、全国統一の指標で比較するというようなことになっているのですけれども、指標が多すぎて分かりにくく、なかなか説明が難しいと言われております。

本日、財政状況のご説明をする前に、まず自治体の財政の仕組みですね、それをご説明したいと思います。その説明をするにあたりまして、円グラフ3つを書いた資料ですけれども、表題入っておりますけれども、平成19年度向日市の一般会計の歳入、歳出、収入と支出の内訳の円グラフ3つで、この19年度一般会計の決算の概要をご説明する中で、まず仕組みを説明させていただきまして、その後本市の財政の特徴とか、問題点とか、そういうものについてのご説明をさせていただこうと考えております。

まず最初に、先程の3つの円グラフの表、お配りした表を見ていただけますでしょうか。一番上の表が歳入、一般会計の歳入の内訳の円グラフになっております。歳入総額、真ん中の方ですけれども、146億5,746万円。これが一般会計の歳入の決算額で入ったお金の額です。その内訳ですけれども、右の方に市税ってありますけれども、市税で約71億円。構成比率として48.5%。その市税の中で大きなものは、法人市民税、個人市民税が約31億で、ひとつ飛ばして、固定資産税、土地とか、家にかかる税金ですけれども、これが約27億。大きなものはこの2つです。

次にその下ですけれども、地方交付税というふうにあります。地方交付税は約25億円。この地方交付税というのは、税という名前がついていまずので、国民のどなたかが地方交付税という税金を納められたというものではなしに、国税として集められました、所得税と、法人税と、酒税と、それから国の消費税、国のたばこ税のうちの法律で定められた一定割合、約30%ですけれども、これを全国の自治体が、標準的な行政サービスを実

施する上で、収入との不足額、あるいはもしくは不足額が生じているということであれば自治体に配分されるものです。これが地方交付税です。

これは、国からのお金ですけれども、補助という性格のものではなくて、地方の固有の財源と本来地方のもので、これが、地方交付税が約25億円であつて、国庫支出金、市債、6億4,310万ありますけれども、市債というのは借金による収入です。それから、次、府支出金は、府からのお金で、その他細かい、国からの依存財源と呼ばれているものがあります。これが歳入の内訳、こんなふうな項目の収入で、運営しておるといふふうにご理解をいただきたいんです。

次に、歳出、下2つの円グラフですけれども、そのうちの下の方、目的別というふうに書いてある方、先に下の方説明をさせていただきますと、目的別というのは、何の方面、行政でいう、どういう方面に使ったかというものを表しております。歳出総額は、144億3,535万で、目的別を見ていただいて、読んでいただいたら分かると思いますが、一点、注目していただきたいのは民生費のウエイトが非常に高い。支出について、民生費のウエイトが非常に高いということを注目していただきたいと思えます。それが、どういう方面に使ったかというのが目的別です。

次に、性質別と言いまして、歳出の真ん中のグラフですけれども、どんな種類のお金を使ったかというのが性質別です。これも読んでいただいたら分かるかと思えますけれども、説明を要しますものとして、人件費、34億9千円。約35億。これは職員の人件費だけではなくて、全ての人件費、市議会議員とか、嘱託職員とか、各種委員とか。選挙の立会人とか、さらにその学校のお医者さんですね、学校医の報酬も、全て含んだものです。

またこの額ですけれども、直接的に職員等に支給するものだけではなく、間接的なもの、例えば、健康保険の事業主負担、そういうものも全て含んだものというふうにご理解をいただきたいです。

次にその下ですけれども扶助費となっております。扶助費は、生活保護とか児童手当とか、障害者支援費などの、直接的にその方々の生活を維持するために支給する経費を、扶助費というふうに呼んでおります。

それからその下ですけれども、補助費等約21億、補助費等というふうになっておりますけれども、これは、どこかの団体へ補助したというふうに読めるんですけれども、実は、他団体への補助金はごく一部分でして、この補助費等の大部分を占めますのは、一部事務組合といたしまして、乙訓2市1町で特定な事業だけに作っている、特別地方公共団体というものがあるんですけれども、その一部事務組合、例えばごみ処理などをやります、乙訓環境衛生組合や、乙訓消防組合などへの負担金、これがほとんどを占めております。そういう負担金についても、財政の区分として補助費等というふうな区分をいたします。ですので、補助費等と任意に支出するようなイメージを持たれるかもしれませんが、ほとんど事務的経費が大部

分だというふうにお考えいただきたいと思います。

あと繰出金ですね、左の一番下ですけども、21億6,335万円。この繰出金と言いますのは、今ご説明申し上げていますのは一般会計、その他全部という意味の一般会計ですけども、それとは別個に、国民健康保険とか下水道とか老人保健、介護保険とか、そういうふうに特定目的だけの会計、特別会計と呼びますけどもそういうものがあります。そこへ繰り出す、その会計へ一般会計を出す費用を繰出金というふうな区分をしております。あと、物件費は読んでいただいたとおりです。

公債費っていうのがあります。11億4,123万円。公債費は、借金、過去において借金したものの元利金、分割で支払う借金の元利金、借金返済のお金が公債費と呼んでおります。その上、普通建設事業費というふうに、ちょっと財政用語で分かりにくいんですけども、公共施設や道路などを造ったり、用地を購入したりする投資的経費のことを、普通建設事業費というふうに呼んでおります。投資的事業というのは、施設なら施設を利用できるメリットが今の世代だけではなく、将来の世代にも及ぶものというふうに定義をされているものであります。

以上歳出の性質別と目的別です。歳入の146億5,746万円と歳出の144億3,535万円、これの差額、2億2,211万円、歳入の方が多いので、当然これが黒字決算ということで、2億、2,211万円が、向日市の19年度一般会計の黒字決算額というふうになります。

以上、歳入と歳出の、どんなふうなものが入ってどんなふうなものに使ってるかという大まかな区分です。

次に、本市の財政状況の特徴・問題点について、ご説明をさせていただきます。もう一枚の資料、表が4つほどある1枚ものの、向日市の財政状況（一般会計）というふうに書いたものを見ていただきたいと思います。

これは、平成13年度から19年度の一般会計の推移を記載したものです。百万円単位です。例えば先程の一番上の決算額の推移、19年度歳入が146億5,700万というふうに読むんですけども、そういうふうな百万円単位の資料になっております。13年度から19年度の決算につきましては、歳入差引額は、1億から、18年度でしたら3億あまり、いずれも正数になっておりますので、黒字決算というふうになっております。

13年度から19年度の間、先程申し上げた特別会計と呼ばれるものについても、黒字決算となっております。上水道の企業会計、これは特別会計ではなしに企業会計と呼ぶんですけども、上水道の企業会計につきましては、赤字であるとなっております。これが一番目の決算額等の推移の説明です。

次に2番目の表、地方債残高・財政調整基金残高の状況という2番の表を見ていただいて上の方、地方債残高というのは、向日市の一般会計の借金の残高という意味です。19年度であれば、104億6,400万の借

金があるということを示しております。この地方債残高っていうのは、13年度から減少傾向で借金が減っております。ちなみに増減額の三角、黒三角っていうのは減ったという意味合いです。

先程言いましたようにずっと黒字の決算ですと、借金の額も減っておりますということなんですけれども、状況は悪くはないというふうにお思になるかもしれませんが、その下の財政調整基金ですね、2番の表の下の方、財政調整基金残高の欄を見ていただきたいんですけども、財政調整基金といいますのは、貯金というふうに考えていただいて、余裕のある時、まあお金が余った時に積み立てて、急を要する、経費が必要なときに、取り崩しているんなものに充てると、いろんな経費に支出するという性質のものです。この財政調整基金残高、13年度、実は15億6,300万円ありました。13億あって、19年度、7億3,000万、貯金がありますよという表なんですけれども、13年度、実は、15億6,300万円もあったんですけども、13年度で、3億3,100万使って、15億6,300万円になりましたということです。見ていただいたらお分かりのように、かなり減ってきております。12年度は19億近くあったものが、17年度には4億9,100万と大幅に減りました。18年度、19年度はそれぞれ、6億600万円と、7億3,000万、18年度、19年度は1億ずつ積み立てることができたということになっておりますけども、以前に比べて少ないというのはもう歴然としております。

先程黒字決算というふうに申し上げましたけれども、実は、貯金を取り崩して、収支の辻褄が合ってるだけだというふうに言えると考えております。実は、地方債残高は京都府下全市町村で、向日市が一番少ない額、1人当たりの市債の額ですけども、1人あたりの借金の額は、向日市が府下全部の市町村の中で一番低い借金でありました。逆に、貯金、財政調整基金残高、住民1人当たりなんですけれども、それは、上からの順位で言うと22位。後ろは、財政調整基金が0の団体が続いております。

本市の財政状況の特徴は、借金も少ないですけども、貯金もないと、というのが実情でございます。その原因ですけども、3番の表、一般財源の状況を見ていただきたいんですけども、市税につきまして、一般財源の状況の中の市税については、13、14、15と、毎年数%ずつ下がってきております。地方交付税は、13年度、34億、地方交付税っていうのは、先程説明させてもらったんですけども、13年度、34億近くのお金が入っていたんですけども、19年度は25億、30%ぐらいの減で、10億円減っているということです。その下の臨時財政対策債という、3の表の一番下ですけども、臨時財政対策債というのはそこに書いてあるんですけども、地方交付税を補足するために、特別に許可された市債となっております。借金です。自治体の借金というのは、何にでも勝手にできるものではなく、本来は投資的事業だけに許されるものであります。

一般家庭で言うと、家や車を買う時にローンを組むようなものだと思いますけれども、実は地方交付税法律で決められた額を、国の徴収したのから自治体に配分すると申しあげましたけれども、その地方交付税の総額が不足しております、13年度以前は、国が借金をして地方に配っておりますが、14年以降は、借金のうち地方交付税が不足する分の半分は、地方でも借金しろというふうなことになりまして、14年でしたら5億、15年でしたら10億、19年度でも5億、発行しております。借金ですので当然、返済する必要があるがって後年度に負担が残ってまいります。これは、投資的事業に使う借金ではありませんので、何も残らないと。極端に言うと、明日米を買うために借金をすると一般家庭で例えますとそんなふうな種類のもので、黒字、黒字というふうに今ずっと申しあげているんですけれども、貯金を取り崩した上で、なおかつ、赤字を補填する地方債を発行した上での黒字というふうにご理解をいただきたいです。これが、現在の向日市の財政状況です。

今後なんですけれども、歳入につきましては、19年度は市税ですね、税源移譲の関係で若干71億まで増えたんですけれども、それは税源移譲の関係で増えただけで、基本的に向日市で何か将来的に税収が増えると、というようなことはもう予想はできません。高齢化にともなう生産年齢人口の減少とかあって、市税も大幅な伸びは期待できないと思います。また、地方交付税とか国庫補助金なんですけれども、国の財政状況が地方よりもっと厳しいんで、それも減少傾向が続くものと思われま。

一方歳出につきましては、一番下の4番、歳出額の推移を見ていただきたいんですけれども、これは人件費とか扶助費とか先程申しあげた、特別会計への繰出金とか、特別会計の繰出金でも、国民健康保険と介護と老人というふうな社会福祉関係の繰出金の表、推移を、数字を置いたんですけれども、人件費につきましては、職員数の減とかですね、団塊の世代の大量退職による職員の新陳代謝により、かなり減ってきておりますし、今後も減る見込みであります。その下の扶助費につきましては、扶助費とか特別会計の繰出し金については、今までずっと、かなりのペースで増え続けております。少子高齢社会の進展で、確実に高齢者が増えていくわけなんですけれども、それにとともなう福祉、医療、とかその辺の費用を賄うために、どんどん増えていくわけなんです。この増えるというのは、制度が何か拡充されて、そういうふうなことで増えるという面も確かにあるんですけれども、高齢者が増えることによって、機械的に、何の制度の変更もなしにでも、分母は増えますんで、増えていくということで、制度上減らすことは非常に難しいものであります。今申しあげましたとおり、今後の財政状況についても、非常に厳しいことが予想されるところであります。

以上、本市財政状況の、簡単な説明とさせていただきます。ありがとうございました。

(委員長) はい、どうもありがとうございました。非常に分かりやすくご説明いただきましてありがとうございました。何か、委員のみなさん、今の説明についてご意見ご質問ありましたらご自由に挙手していただいたら結構です。

(委員長) これにつきましては前回の委員会の時に、お尋ねが出ておりましたので、それを出していただきました。

何か、ございませんでしょうか。

よろしいですか。

向日市の財政状況の説明をしていただきました。資料として、頭の中に入れておいていただいたら結構かと思しますので。また必要に応じて、お尋ねをいただくということにしたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

はい。それでは次に3番目ですが、子育て支援施策についてということになっております。これにつきまして事務局の方から、説明をお願いしたいと思えます。

(事務局) 中村と申します。よろしく申し上げます。

それでは只今から、本市の子育て支援事業、特に、就学前児童に対する施策等について抜粋であります。ご紹介いたします。お手元の資料の2を、参照していただきたく存じます。

まず、無認可保育所助成事業を実施しております。この助成には、二つの助成がございます。一つの助成といたしましては、無認可保育所へ入所を必要とする乳児の保護者に対しての、児童の福祉と増進を図ることを目的にした補助をしております。内容といたしましては、市内外の無認可保育所に入所している、3歳未満の乳児一人に対しまして、月額最大ではありますが、10,000円の補助をしているものであります。参考までに、昨年度、入所補助につきましては、延べ227人の補助をしたという結果が出ております。次に、二つの目の補助といたしましては、無認可保育所自体に、乳児の保育の内容を充実させ、入所乳児の福祉の増進を図るということを目的に、向日市内の無認可保育所施設への運営補助、というものをしてしております。この運営補助につきましては、ある一定の基準でございますけれども、月額、最大で67,000円の運営補助をしております。ただ、残念ながら運営補助につきましては、市内に、1か所の無認可保育所が一昨年までございましたですけれども、経営状態がおもわしくないためか閉園されまして、昨年度から補助対象はないと、というような形になっております。参考までに、今2点の補助につきましては、平成19年度で職員の人件費を除きますが、総額327万円を執行しております。

次に、病後児保育事業を実施しております。これにつきましては、平成18年度から実施しております。保育所等に入所している児童が、病氣回復期にあるため、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務の都合や傷病、

事故、それから入院等、やむを得ない理由により、家庭で育児を行うことが困難である就学前の児童を対象に、病後児保育及び病児保育を、実施しております。これにつきましては、市内の医療法人、横林医院の病後児保育所、カウベルキッズというところに事業委託し実施しているものであります。ちなみに、利用できる日時につきましては、月曜から土曜日となっております。時間の方は午前8時から午後8時、土曜日のみ、午前8時から午後5時となっております。基本利用料は、向日市民におきまして一人につき食事料を除き10時間までですが、1日、2,000円という形になっております。なお参考までに、昨年度は244人の利用がございました。また、委託金額におきましては、平成19年度で、総額520万円を執行いたしております。

次に、子育てセンター事業でございます。これにつきましては、平成9年度から実施しております。これは、核家族化、それから都市化の進行、及び、共働き世帯の増加など、児童を取り巻く環境が変化する中で、すべての児童が人間として尊ばれるとともに、地域で安心して子育てができる環境づくりを目指して、総合的な子育て支援事業を実施しているものであります。平成9年度から、向日市保健センター内に同施設ではありますが、子育てセンター「すこやか」を設置いたしまして、その「すこやか」を拠点に、また市内の保育所に子育て支援センターとして、第1保育所内に「さくら」、それから第5保育所内に「こすもす」、それから第6保育所内に「ひまわり」の、計3か所を設置いたしまして、更に、地域の地区、公民館、地域の公園などで育児に関する相談、それから子育てに関する情報、及び学習の機会の提供の「子育てすこやか講座」、それから、子育てサークル等の育成のための「育成サークル支援」、それから、地域での子育てネットワークの確立といたしまして、「親子ふれあい事業」や「施設開放」、それから、「保育所の園庭開放」等々、総合的な支援事業を実施しております。ちなみに昨年度は、相談事業が、延べ件数で201件、それから、各種事業での総参加者ですけれども、お子様が、延べ6,884人、それから保護者の方が、延べ6,199人という方々が参加していただいた状況でありました。なお全事業費といたしまして、平成19年度ではありますが、職員人件費を除き、総額444万円を執行したところであります。

次に、ファミリーサポートセンター事業を平成14年度から実施しております。これは、地域において育児の援助を行うことを希望する者と、育児の援助を受けることを希望する者を会員といたしまして、育児に関する相互援助活動を行い、仕事と育児の両立を図り安心して子育てができる環境づくりに努め、また、児童福祉の向上を図ることを目的に実施しております。平成20年4月1日現在ではありますが、登録会員数が、依頼会員さんで362名、それから援助会員さんで138名、両方会員様で10名という会員様がおられます。支援内容といたしましては、主に保育所や幼

稚園、学童保育への送迎、それらの登園、帰宅前後の預かり、それから送り、病後児の援助、保護者の急な外出や、冠婚葬祭等々がございます。参考までに、昨年度で1,359件の依頼、援助がありました。なお、全事業費といたしまして、平成19年度で、職員人件費を除き、総額127万5千円を執行しております。

最後に、向日市「子育てガイドブック」というものを発行しております。

お手元の方に配布させていただいておりますが、これは、近年、少子化、高齢化の急速な進行、核家族化の進行、それから都市化、女性の社会進出や、ライフスタイルの多様化など、子どもや、家庭を取り巻く環境が大きく変化していることから、社会全体で、子育て支援に向けての総合的・計画的な推進が多く図られております。よって、向日市での、妊娠期から就学までの各種手続きや手当等々の情報を、市民の皆様にお知らせをする情報誌の一つとして、「子育てガイドブック」を作成し、無料配布しているというものであります。今日までに、延べ3千部を超えるガイドブックを作成し配布しております。

なお、その他には子育て支援医療費助成、児童手当、それから、向日市児童福祉手当等々、子育て支援に係る各種手当の扶助費がございます。また相談業務では、家庭児童相談、それから母子家庭相談等々がございますが、それらは時間の都合上割愛させていただきます。ちなみに、それらの、全事業費といたしまして、平成19年度であります。職員人件費を除き、また、国等からの負担金の一部でございますが総額で、5億1300万の事業費として扶助費を執行しております。

以上、一部抜粋でありましたですけれども、本市の子育て支援事業を、紹介させていただきました。

(委員長) どうもありがとうございました。何か、今のご説明について、お尋ね等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員) 病後児保育のカウベルキッズさんへの委託料なんですけれども、年間520万っていうことなんですけれども、京都市なんかでも、どこかの病院に委託された場合、どのぐらいの費用がかかっているのでしょうか。わかりますか？

(事務局) これは、国から示されております画一化された金額で、基本はこの金額、規模とかに応じるんですけれども、カウベルキッズさんにつきましては、この金額が該当したということでございます。

(委員長) 他にございませんでしょうか。よろしいですか。はい。

今、市の財政と、それから子育て支援施策についてご説明をいただいたわけですが、まとめて何かお尋ねございますでしょうか。

(委員長) ご説明をいただいた方、どうもありがとうございました。

それでは、今の説明を頭におきまして、次第の第4番目公立保育所のあ

り方についてということでありますが、これから協議に入っていただくわけですが、先程お願いをしましたように、できるだけ、委員さん間で意見の交換をして、積み上げていただければと思いますので、その点よろしくをお願いいたします。時には事務局の方へ、お尋ねいただくこともあるかと思いますが、その一問一答にならないようにだけ、ご協力をお願いしたいと思います。それぞれのお立場から、ご意見を頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、事務局より、本日お渡しをしています資料について、説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 本日、資料の3ということでお配りさせていただいております。この資料につきましては、協議していただく基礎資料ということでお配りをさせていただきました。この資料につきましては、真ん中程でございますように、向日市の保育水準の更なる向上を目指すということを目的としまして、このAから順番に、A B C D E という形でご協議いただきたいというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。委員長よろしく願いします。

(委員長) はい。これの案をたたき台といいますか、ひとつの指標として、ケースがあるわけですが、今後進めていく上で一定の整備をしておきませんと、話があっち飛んだりこっちへ飛んだりということで、混乱をするといけませんので、一応の目安として、こういう柱を立てております。例えば、親の仕事と、子育ての両立を支援するための、必要な保育サービスについてということがあるわけですが、これについて例えば今、ご説明をいただきました、子育て支援事業というようなものもこの中に入ってくると思います。これについて例えば延長保育とか夜間保育とか、病児保育とかそんなものがこの中に、もちろん病後児も、休日も、いろいろ入ってきますが、そういうものについてのご意見を、まずいただければと思います。それから、その次についてですね、これからの保育園、保育所の機能、あるいは果たすべき役割についてということ、そして3番目に、今後、行政が果たすべき役割というものはどういうものがあるのかと、そしてさらに、すべての子ども達の育ちを保障するための対応というようなものも、広く考えていかなきゃならないだろう。最後のところに、向日市において望まれる、私立と公立との連携についてどういうふう考えていけばいいのかと、その中でこのテーマであります、公立保育所のあり方というものが、浮かびだせばいいなというふう考えておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、今日のところは先程申し上げましたように、親の仕事と子育ての両立を支援するために必要な保育サービスについてということで、このガイドブックですねこれを見ていただいたら、一定のアウトラインはここに出てることになりますので、今お話をさせていただきました、保育所の中

で、ここには、8ページ9ページ10ページのところに、その関連のことが書かれております。一時的保育、あるいは病児及び病後児保育、無認可保育所入所補助金とこれについては先程ご説明をいただいたわけですが、それにつきまして、何かご意見があればお願いをしたいと思います。手がかり的には、ここの辺りをまず、とっかかりとして見ていただければと思います。

(委員長) ちょっとお尋ねしてよろしいですか。いわゆる、特別保育事業、ですね。

(委員長) それが今ここに書かれている形なんでしょうか。向日市でされている、というのは。無認可の補助金はちょっと別にしまして。

(事務局) はい、これがされております。

そうですね、こちらの方、保育関係、特別保育につきましては、6ページから最後10ページまでですけど、10ページは、一時保育事業という形で載せさせていただいておりますので、今、現在これが全てという形になっています。

(委員長) 指名して申し訳ないんですけど、津田委員さんまず口火出し何かお願いできますか。

(委員) 協議Aのところから最初に始まるということなんですが、非常に複雑な気持ちでここの場に座っているんですけども、親の仕事と子育ての両立を支援するために必要な保育サービス、向日市では先程発表されましたとおり、保育サービスと申しますか、事業を起こしておりますが、一番最後の私立と公立の連携について、というところに話しが流れていくと思うんですが、どんな事業にしても、公立であれ社会福祉法人立であれ、市の財政の方の説明をしていただいたんですけども、結果としては、足りないんだというお話だというふうに思うんですが、子どもへの程度お金を使っていくかというその基本の姿勢のところがあって、要するに財政が苦しいので、削っていくというようなね、そういうような中身からスタートするとこの話がなかなか話せないかなあというふうに思って、あのうまいこといえないんですが、とても複雑な思いでここにあります。糸口にも何にもならないですけどもすみません。

今、病児、病後児保育のお話が出ています。これは、2市1町ですか？

向日市だけでされてる。それにしてはたくさん子どもさんたちが利用されてるというふうに思うんですけども、子どもの側とかお母さん方の側から言うと、知らないところへ、知らないあのお医者さん、保育室へ連れて行くという、ある程度不安感もあるのかなあと思いますので、この辺がもうちょっときめ細かく、各園で自園型のようなものがね、きちっとできるというふうなことがあればそれが一番いいのかなというふうに思ったりもしますし、お母さんたちのお仕事によっては、休日保育なんていうのが、今、必要だというふうにお考えの方もたくさんいらっしゃるだろうというふうに思います。それから、私の園でも一時保育をやっています。

で第1保育所さんもされています。たぶん、第1保育所さんもいっぱい
の受け入れ、私のところもいっぱい、なかなか受け入れができないとい
うような現実もありますので、それでいいのかどうかですとかね。時間の延
長も、みなさん7時7時なんですけれども、掘り起こせばどんどん、8時
9時10時といくような方っていらっしゃると思いますし、その辺もあ
って、あるからといってすぐにこうね、施策として載せていくっていうの
もどうかと、いうふうに思いますので。すいません。

(委員長) はいありがとうございます。

(委員) 複雑だという感じです。

(委員長) 何かご意見、

(委員) 向日市の園としての現状っていうのを、やっぱり知っておかなきゃいけ
ないかなと思ってまして。やっぱり、非常に保育ニーズがものすごく多様
化しているのは、もうほんとに実態として感じてますし、で、それによる、
お母さんは育児の不安ももうすごいですし、ひとり親家庭も非常に増えて
まして、不安感、家族間がやっぱりこう不安定かなっていうのもあります
し、でまあネグレクトという育児放棄、実際傷つけたりということは、未
然にできるだけ防いでいますけれども、育児放棄っていうんですか、そう
いうのもすごく、児童虐待のようなものも、やっぱり、全体的ではすごく
深刻化してるんじゃないかなと思いますし、特にこう意識しなくて、生活
リズムもすごく大事だしっていうことでやってきているのだけど、もっと
意識的に支えたりとか、子どもの成長発達するイメージっていうのは、す
ごく保護者自身にやっぱり豊かに持てるようにしていかなければいけな
いんだなって。保育士もすごくほんとに大変っていうか、やってかなけれ
ばいけないっていうところもありますし、やっぱり保護者へのサポートが
重要かなって感じています。その中で、やっぱり一時保育とか、ほんとに
先程もおっしゃった一時保育がすごい非常にもう毎日、それに関わらなけ
ればいけないぐらい、電話とか、他市の方からも電話があったりとか、も
う要求がものすごい量です。もうほんとに現状として、ものすごく需要が
高くなっているあたりでは、やっぱりサポートしていく上で、一時保育の
持ってる重要な役割っていうのも、私も第1保育所に行って初めて、すっ
ごく痛切に感じているんですけど、やっぱり精神的な支えとかいるなあとか、
それと、障害を持った子どもさんもやっぱり、お母さんもう、とても困っ
て、駆け込んで来られるってこともありますし、今はほんとうに、第1保
育所は、新しい園でもあり、一時保育っていうところでもできるけれども、
ほんとに、他園でもそういうことも必要なかなっていうふうに思います
けど、現状ではもうほんとに、今もう満杯状態で定員以上の人数が各園入
ってますし、施設自体もほんとに老朽化してますし、そういう中ではやっ
ぱり、難しい課題もあるなあとと思いますけども、保育所に入っている子も、
やっぱりいろいろな問題や心配などもありますけれども、一般の子どもさ

んもおそらくそういう状況で、お母さんたちが非常に苦労されているんだなっていうふうに感じますけれど。

(委員長)　そうですね、先程おっしゃったように、保育ニーズの多様化は、そのまま保育所機能の多様化に結びつくかどうか、これはもうニーズが多様化してくると、保育所の機能をそれに合わせて広げていくということは限界が当然出てくるわけですから、広い意味ではそういう問題も考えていかなきゃならない、全て保育所で受けとめるということが、果たして可能なのかどうかということですね。ただ施策的には、ソフトの問題も含めて、そういう部分にも踏み込んでいかなきゃならないのではないかなというふうに思いますし、今一時保育についてお話ありましたけど、これから働き方を考えようという話がメインとして出てきております。その働き方を考える中身、働く側の問題も必要ですし、そこにいる子どもの在り様ですね、この問題をどうしていくのかということですね。それもひっくるめて、働き方を考えていく必要があるだろうなど。子どもが育つための働き方を考えるというのが基本ですから、単に働き方だけじゃなくて、子どもの育ちというものをベースにおいておくことも、必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますが。何か、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)　前回の時にも私言って、先程委員長さんの方からもお話しあったんですけども、やっぱり、親の仕事、もちろん保障していくのが保育所であるとは思いますが、一番重要に考えないといけないのは、子どもがどうかってということだと思うんですね。ほんとに親のニーズばかりに答えていく時、それによっての子どもの育ちがどうなのかっていうことが、据え置きにされたら絶対いけないと思いますし、まずは子どもが大事にされて、その大事にされるが上での、親のニーズにどこまで答えるべきかってことが、子どもが健やかな発達を保障されていくのかってことを考えないと、私もやっぱり保護者会の役員やってた時でも、アンケートとか取ったら、夜の10時まで保育園開けて欲しいだとか、うちは店だから、土日休みなしで保育園を開けてもらわないと困るとか、もうほんとにいるんな意見がたくさんありましたけれども、まずはやっぱり、それで子ども達の保障はどうなのかっていうところへんなしでは、ただサービスだけには絶対走れないなっていうのが、その視点に立って考えないと、向日市の保育がよりよいものにはならないなというように、私は絶対基本はそこは忘れてはいけないと思っていますけれども、その親の立場、私も去年までは保育所に子ども行っていましたので、ほんとに通わせてる親の立場からして、何よりのサービスってやっぱり、あの施設の老朽化を何とかして欲しい、もう何かその、いろんなニーズがいろいろたくさん細かいこと言い出したら、それぞれのお母さん持ってると思うんですけど、地震来たら倒れますよって言われてるような保育所に、子どもを安心して預けられないです。でやっぱり、そのことは何より、今向日市がほんとに親の要求に答

えるのであれば、それが一番の親の願いなんじゃないかな、現役で行っておられる方いらっしゃるし、また意見出してもらったらいいと思うんですけれども。あと私はすごくずっと願ってたのは、あの、やっぱり保育士さんたちすごく大変、所長さんの方からお話ありましたが、ほんとに母子家庭増えていってますし、虐待受けてるんやなこの子っていうような、親の目から見ても分かるような子どもたちもほんとに、増えてきているような現状がありますし、そのために私はやっぱり、正職員が増えて欲しい。決してあの、パートとか非常勤の先生が仕事怠けておられるなんて思ってませんよ、精一杯やってくさってるけれども、やっぱり正規で、責任を持ってそこで働くっていう意味では、私はやっぱり全然違うと思いますので、正職の職員の方を増やしていただくことが、保育のスキルアップにつながると思っていますので、それは、ほんとうに、一番中身が濃くなるのがと、施設を良くしてもらおうことっていうことが、今の向日市の保育所、公立保育所に預けておられるお母さんの、一番の願いなんじゃないかなっていうふうに、去年までずっと私も、子どもを十数年預けてきましたけれども、保護者会活動している中で、たくさんの保護者の方からの要求を聞く中で今思っていることではあります。

(委員長) 何か、ございませんか。

(委員) 私も今保育園に子どもを通わせている親の一人なんですけど、やっぱり一番に願うことは、安全に一日を過ごして欲しいって、怪我とかね、いろいろ、まああると思うんですけれども、その子どもが、経験して勉強になる怪我と、避けなければいけない怪我ってやっぱりあると思うので、先程言われたように安全面は、第1に考えていただきたいってほんと思っってます。それでものすごく素人考えなんですけれども、ずっと向日市に住んで、あっ、こんなこと言っているかどうか分からないんですけどね

第1保育所さんは、あんなに立派な建物ですよ。何で他の保育所は、建て直してもらえないのかなって。つい最近ですよ、第1保育所さんが建て直されたのね。それがすごくもう、素朴な疑問で、もし自分が第1保育所と他の保育所の真ん中ぐらいに住んでたら、やっぱり綺麗な方に行きたいなっていう思いはやっぱりあると思うんですよ。でそれが素朴な疑問だということと、あと、今保育園入れようかなどうしようかなって考えられてるお母さんたちの声と、自分が保育所に入る時のことを考えてたら、保育所に入るには仕事が決まっていますかって言われますし、仕事を探しに行くと、預ける保育園は決まっていますって言われるんで、そこが一番難しかったところかなって思うんですけど。だからやっぱり、一時保育に預けて仕事を探さないと、核家族が多いので、そういうことが多いと思うんですけれども、でも、一時保育をやっておられるのは2か所しかないんで、定員も限られているので、やっぱりそこに行けない方もたくさんいらっしゃると思うので、困っておられるんじゃないかなって思うのと、あと

は、育休の場合に、保育園を何か、やめさせられるっていうかそういう話も聞いたことがあるので、幼児組なのに、あともう少しで小学校に行けるような年齢になっても、親が、育休かな？になると、保育園にいてもらったら困るっていうようなことを、言われたりとかっていう話も聞いてまして、確かに、規則としては保育に欠ける児童を預かるっていうか、それが保育所なんだけれども、実際問題としては長い間通ってきた保育所を急にやめて、どっか他に移りなさいっていうと現実ではやっぱり考えにくいことなんで、そういうところはどういうふうに考えておられるのかなって、ちょっと疑問に思ってます。

以上です。

(委員長) はい。今の件よろしいか。

(事務局) 基本的に申しますと、育児休暇につきましては、基本は一旦、退園願っているというのが現状でございます。ただし、特別の事情はお聞きして、それが理にかなうと申しますか、規則に合えば、当然、これは行ってもらうことも可能でございます。まあ、基本は一旦、出ていただく。ただし、上のお子さんについては、再度入園は保障させていただくというようなことしております。それとあと、就学前のお子さん、年長さんにつきましては、基本的にお預かりをしています。就学前に慣れていかないといけないというようなことで、施策はやらせていただいております。ただ、こればかり申すんですけれども、定員の方が970名に対して1千人を超える状況でございますので、そういう現状の下では、ちょっと今まだ育児休暇の方を全部お預かりするというようなところにはいたっておりません。規則どおり申しますが、基本どおりのことでやらせてはいただいております。

(委員長) ルールも国の見本があって、その見本にしたがって、あんまり大きく外れることもできないという非常にね、いらいらされてるところだと思いますけど。昔は国が一本で決めていて全国にばら撒いたんですけど、各自治体でできるかなって思ったら、これにしたがう、準ずるように、いうようなことで、確かに保育に欠けるっていうのは、お母さんが家におらんという現象で、それから考えますので、育児休暇だったらおられるじゃないかという解釈になると思いますので、あとその今おっしゃった例外が、どの程度幅を持っているのかということ、現実的にはですよ、現実のルールとしては、そういうことになっていきますということなんで、希望はまあ希望ですね。

(委員) 全部、おっしゃったことが、一保護者としてはやっぱり、同じような思いでいます。

(委員長) 他は、何か、ございますか。

(委員長) まあ今、ずっとお話聞いてたら、ある程度よそにも散ってますんで、それはそれで結構ですので、基本的には保育所の問題を中心となりますの

で。

(委員) 向日市の子育て支援施策っていうのは、ほんとにきめ細かく、保育所さんも含めてされてると思うんですけども、一向に、児童虐待、減らない。子育て不安、減らない。増える一方。っていうふうなところから、ちょっと考えんといかんのかなっていうふうに、思うんですが。

(委員長) 先程出てましたけど、何か子育て支援というと、本来は子育ても親育ても、全部入っとるわけですよ、中に。ところが、人によっては子育てと言うと、親サイドの、さっきから何か、わがままみたいな話が出てましたけど、それは別にして、ほんとは、子育て支援をベースにおいて、いろんな施策が考えられていかなければならないわけですけど、ついつい、子育てばかりがきますので、でそのあたりも十分、踏まえて考えていかなきゃならん。ただその時に、何も家庭で育てることは絶対にいいんだという前提で私はないと思うんですね。どういう場面でどういう形で子どもが育っていくことが一番すばらしいのかということ、考えていくことが必要なんで、今度の指針でも、そのあたりのところが、家庭養育の補完という言葉が今回完全に消えましたので、子どもの生活の連続性を考えていくという、子どもの24時間の生活をベースにおいて、そして、保育所と家庭とが、力を合わせて子育てをしていくんだと、こういうふうな表現になっておりますので、そういう意味では、家庭の補完という意味ではなくなってきたし、何て言うんですか、ルール的には、保育に欠ける子どもを保育所に入れるんだということにはなっていますが、この新しい指針ずっと読んでますと、そのことはだんだん後退をしていって、保育を要する、必要とする子どものための施策を考え、保育所もそれに応じて対応していくんだということで、行間にそれが出てきてますし、ただ、指針出すために法律改正が間に合わなかったということで、今指針の方は、保育に欠けるということに従前のように使っておりますけど、意図としては一時保育、あるいは3歳未満児の保育含めて、在宅の子どもですね、今先ほど虐待のお話も出てましたけど、そういう在宅の子どもにどう対応するような施策が生まれてくるのかと、だから、そう言ったら、働くために、働いてる家庭の子どもさんだけじゃなくて、働くために子どもを保育所に預ける、仕事を探すために。あるいは、リフレッシュするためにというふうないろんなものが出てきて、それは今、一時保育という形に表れてきて、そういうニーズがだんだんだんだん増えてきているから、満杯になってきたということだと思いますけど。それじゃあ、従来の幼稚園、保育園という役割だけでは済まなくなっているだろうと。それは先程言いましたように、ニーズが多様化してきて、それに保育所の機能が多様化することによって、完全に受けきれぬのかどうかということも、まあ考えていく必要はあるんじゃないかなというふうに思います。それから、新たな施策なり方針なり制度なりが、今また考えられているんじゃないかというふうに思います。

(委員) おっしゃるとおりね、保育所の機能が拡大というか要求されて、こう拡大してきている状況ですね。で、国の方はいろんなメニューをどんどん出して、あれも必要これも必要というふうな形になってきていますし、目の前の子ども達の様子を見て、各園というか、向日市さんの方で、いろいろな保育の質、まあサービスというか、それを改善してこられてるというふうなことだというふうに思うんですけど、この真ん中のね、向日市の保育水準の更なる向上を目指すということは、先程から言ってますけど、やっぱり財政の問題が大きく絡んでくるので、何が必要、あれが必要という話もあると思うんですが、そうは言うものの、やっぱり限りのある財源ですので、それをいかに有効に使うかというあたりのことが、一番大きいかなというふうに思っております。子ども達の福祉を守るというのが、我々の役目ですが、お母さんの、家庭の状況を整えるということでないで、子どもの福祉が守れない。ですから、どっちが先ということではないので、そのへんと、財源の問題。向日市さんのお考えがどのように進まれるのかで、もうこの議論は大きく変わるかな、というふうに思いますので。この真ん中の、保育水準の更なる向上を目指そうと思うと、やっぱり裏打ちされた、そういったものが必要になってくるかなと。あの今民間園が、ずっと長い間あひるが丘1か園で過ごしてきてます。で去年一昨年ぐらいから、アスクさんとか、さくらキッズさんという民間園が入ってきてますね。で、そのあたりと、小泉内閣の、あの三位一体の改革とが、ちょうどだぶったということはあったと思うんですが、そのへんから、補助金等々がかなり厳しい状況になってきている。民間園が何か園が増えると、あるものをそれで割るというようなね、もし発想だとすると、向日市の保育水準を、更なる向上を目指すということには、なかなかいかないんじゃないかなというふうに思いますので、そのへんの向日市さんの姿勢にかかるかなあというふうには思います。

(委員長) こういうふうに組み立てた意図は、今おっしゃったことも、当然その中に含まれてくるわけですが、

(委員) そうですね。

(委員長) どういうものが必要なのかと、お金が先か、ニーズが先かという、話になってくると思います。そのへんを、寄り合いしながら話を進めて。

(委員) そうですね。

(委員長) いけばどうかなと、こういうことこういうことが必要だなと、向日市の保育を高めるためには。そのことについて、財政的にはどうなってんのかと、いうことでこういう図をお示したわけなんです。だから例えば、今言う必要な保育サービス施策は、どんなものがあるんだろうなと。それについて、次のステップとしてそれが無い袖は振れませんという話になるのか、どういう方法があるのか。そういうものを考えていくために、それこそニーズの多様化じゃないですけど、いろんな、必要なものをですね、出

していただいたらということでこれを示しましたので、最後はおそらく、どっちから行ってもそこに行く話には、当然なると思いますし、そういう意味で今日、財政のお話をしていただいたということもあるわけです。

(委員) この会議っていうのは、その意見を踏まえて、財政のことも考えていただけるための会議ではあるんですね。もともと財政が決まっている会ではないって捉えたら

(委員長) それは、そうです。

(委員) そうですよね。だからそのもちろん、今は多分向日市だけじゃなくて三位一体の改革が行われた後に、どこの地方自治体も大変な状況の中でやりくりされてるとは思うんですけども、私があこの今回、この前要望させていただいて、結果すごく分かりやすくご説明いただいてほんとにありがたかったんですけども、あの思ったより、もちろん大変なのは分かるんですけど、思っていたよりは結構向日市さん頑張っているって、逆に安心してしまって、そう思われたら困ると思っておられるかもしれませんが、一般市民が払っている税金自体が、向日市は安いとは思ってませんので、他の京都府下内のところと比べても、私たちが払っているお金は、結構な税金取られていると思っておりますし、その税金をどういうふうに本当に、何が一番必要、今向日市にとって必要であって、どう使われるかっていうことは多分、そのためにこの会議も、開いていただいているんだと思うので、ほんとに子どものために、いかにお金が必要なのかっていうところへんのことを、出していった上で、考えていただければいいんですね。

(委員長) そうですね。あの、原則そうです。

(委員) はあ。

(委員長) そのためには、漠然と子どものため、ということでは見えてこないわけですね。まあ、基本的には保育所の問題であることは明らかなんです。その中で、今ここに挙げたようなものを具体的に出してきて、それを解決するためには、もちろん基本的にはお金だと思います。いろんな方策があるでしょうねと。そのようなことも考えていくステップにすればどうかなということで、

(委員) はい。

(委員長) こういう図を示していただいて、あちこち行ったりちょっと議論が散漫しますんで、とりあえず今日はA、あるいはそれに関連するものということで出させていただいたということです。だから、まさに今おっしゃったように、お金、ガバっとあったら、あれもこれもしてくださいっていう話になるでしょうし、ただ、あれもこれもというときにね、あれもこれも中身は何ですかということ、出していかないことには、議論しようがありませんので、だからここにいるみなさんの、それぞれの立場で出していただいたらということで。

(委員) 先程もね、第1保育所だけがきれいって話も出てましたけど、そこはすごく規模が大きいので大きな保育園を建てられたし、予算も100、90名定員ぐらいのところよりはかかって当然だと思うんですけど、だいたい建て替え、90名から120名定員ぐらいまでですよ、他の保育所は。向日市のそのひとつの保育所を建て替えるのに、どれぐらい予算がいるものなんですか。だいたい、だいたいおおまかに。

(委員) 一番最近では第1保育所で定員が230名です。旧の第1保育所と、旧の第4保育所と一緒にああいう建物できたんですけども、その当時の建設費としては、あれが6億2,200万ですね。

(委員) そのなかで、その当時は国からの補助金と言いますか、建設に対する補助金と言うのがね、その6億のいくらじゃなくて、基準があるんですね。例えば、6億全部、6億の2分の1とかそういうのではないです。

これであれば、4億なら4億が基準になりますよその何分の1という形でできているんですけども、第1保育所が、言いましたように6億2,000万がかかっているということですね。先程からいろいろ出ておまして、まず、第1保育所は、ああいう立派な建物で、他の保育所がどうのこうのってそれはやっぱり、同じ子どもを預けておられる方にしたら、やっぱり他の保育所も何とかしていただきたいというのはこれはもう切実な願い、これはもう十分分かっているんですね。特に向日市の保育所というのは、まあご承知の通り、第2保育所から第6保育所までがすべて、昭和の40年代にできている建物ですね。第2保育所が、42年度に造ってるんですかね、43年が開所だと思いますので、42年度に造ってますね。第3保育所が45年開所ですので44年に造っている。特にこの、前回の向日市の保育所の現状でも書かせてもらってると思うんですけども、特に第2第3というのがもう古い、もう40年近くになりますね。最近耐震診断というのが盛んに言われています。学校施設の耐震診断等々言われておまして、また保育所についても第2第3は木造の建物です、あれは。そういうようなことで、42年44年ぐらいにできた建物で、保育所の中を見ても、やっぱり何とかしなくてはいけないというのは十二分に分かっております、耐震診断というのを向日市で計画はあるんですけども、そういうなかで、特に保育所の関係、どうしていくかという部分も、先程からいろいろご意見が出ておりますので、やっぱりそういうようなご意見をいろいろ聞かせていただいてですね、当然やっぱり我々も何とかしなくてはいけないという形で喫緊の課題という位置づけをしておりますので、このあり方検討会、いろいろご意見は聞かせてもらうなかで、またどうしていくかというのを、これは市として、ちゃんと方向付けというものをしていきたいとは考えております。それとあと、保育士さんが大変なので、やっぱり正規の職員を採用していただきたいと。確かに、現在向日市の保育所の実情としてはもう正規保育士よりも、アルバイト保育士さんとか一

時的なパートですね、早朝にパートの方に来ていただくとか、いうようなことが多いというのが現状です。先程も申されましたように、例えばアルバイトの保育士さんが、その責任をどうのこうのではなくて、一生懸命頑張っておられるのは事実です。それでもやっぱり、正規の職員の人からすると、正規職員が少ないということで、やっぱり自分たちが不安になる。保護者のいろいろな、ニーズといいますか、昔と違って保護者の方もなかなか子育てについて悩んでおられるんだと思います。保育士さんにどうのこうのとか、保育所に対してどうのこうの言う部分が多いと思います。でまあ、なかなか所長、保育所、保育士さんのあたりも大変なのはよく分かっております。我々としてはですね、担当部としてはやっぱり、正規職員を増やしていただきたいというのは、我々として要望はしておりますけれども、向日市は向日市として、先程財政課長の説明にもありましたように、人件費も減っていつているというのは最近、団塊の世代の退職、2007年問題と言いますか、そういうことでこれからどんどん減っていきます。今役所の職員で、ここあと、4、5年すると、半分もいかないのかもわからんですけども、100人ぐらいは職員として入れ替えが出てきます。そういう中で、例えばそれを市としてどう考えていくのか、市としては、職員減らしていく健全化という形では考えておるんですけども、それで実際今からまた行政がやっていけるのか、例えば、保育所の正規職員が減っていけばどうなるのかということは、当然やっぱり、考えていかなければならない問題と思っておりますので、アルバイトの方がどうのこうのいう訳ではないですけども、やっぱりできるだけ正規職員をお願いしていきたいということは思っております。それと、例えば一時保育という問題がありまして、今、市内2園で一時保育をやっておりますけれども、その辺がいっぱいだという、また、例えば、お母さんが職に就く就かないとかという問題もありまして、一時保育を増やせばいいと思うんですけども、今現状向日市の、第1保育所は別にして、他の保育所の施設を見ていただいて、そういう余分言うたらおかしいですけどね、新たに、というスペースは今のところないんですよ。そういうところもいろいろ考えていかななくてはならないというのは思っております。それが、どういう形で、どうなっていくかというのは、今後そういうのはニーズとして高いですし、また今後、22年度から次の子育ての計画というものも立てていかななくてはなりませんので、その中にはそういうのも含めですね、老朽化の建物のことも含めですね、そういうことは明らかにしていかないと、預けられる方が心配ですので、そういうことを含めいろいろ考えて、そういう計画も造っていかねばならないなと思っております。先程も委員が、例えば子どもに対して予算を削っていくのかと、いうようなご指摘がありました。決してそういうわけではないんですけど、やっぱり、また言われますけれども限りある財源ですので有効に使うと、どう使っていくかというのを行政だ

けでなくて、みなさん方のいろいろなご意見を聞きながら、どうしていくのがいいのかなというのは、今後いろんなところに、反映をさせていきたいと考えております。

(委員長) 今挙げてもらったこの図の中で、ここに特別に行政の部分ひとつ出しているんですね。なぜこれを入れているかと言ったら、やっぱり全体を見た中で、公立と私立。その中で公立の保育所と、私立の保育所がどう役割を果たしていくのかと。行政の果たす役割と、現場で、保育所の果たす役割、それは繋がってはいますけど、また違う側面があるので、そういうものをここへはめていってそこへ行き着くためのいろんな人材発掘やらというものを、それぞれがご意見から出していただいたらいいんです。お金有るのか無いのかって議論してしまったら、前に、にっちもさっちもいきませんのでね。その辺、当然それは常に絡む問題ですので、何も無いところにまあ動きませんが。

(委員) ただその一般財源化された時にね、保育士たちとかその関係で働くというか、その関係で研究されておられる方とかが、国に対して、一般財源化されてはっきりした、その保育に使いなさいっていう名目上で下りてこないけれども、お金としてはきちりその分は水準が落ちないように保障して、一般財源化の中に含まれてくるんですねって話があったときには、ありますっていうお答えが返ってきてますよね。だから、それ以下には、絶対してはあかんはずなんですね、きっと。だと思えますし、以上にすることはできても、これは子どものために、保育のために使ってください、一般財源化になっても、それはあるはずだと思いますので、下げられるのですかという話がありましたけれども、それはたぶん、向日市さんはされない、私はしてはいけないことだというふうに捉えておりますので、以上になることはあっても、今から国の制度がまたどういうふうに変わっていくかわかりませんが、今の段階では、それはできないですし、してはいけない、というふうに私は捉えてますので、より子どものために使ってくださいお金が増えていけばいいなとは思っております。

(委員) 一般財源化どうのこうのというお話の中で、そのじゃあ実際どれくらい入ったの、全然入っていないのかというような話もあったと思うんです。基準財政需要というんですかね、何か難しい言葉で、我々にとっても分かりにくいんですけれども、まあそういうような財政課長がよくその知っておるとは思うんですけれども、確かに一般財源化されて全然入っていないことはこれはない。しかしどれだけ入っているかというのはちょっと、我々ではなかなかその数字は、地方交付税というものの中に入っているんだと思うんですけれども、その辺がどれだけ入っているのかは、財政担当でもおそらく分からないと思います、実際のところね。そういうことはあるんですけれども、やっぱり第1回目の会議の時に市長が、子どもは地域の宝ということを申しましたので、それは本に持ってですね、子どもに対する

予算については低下させないような形のことを、市長は考えてると思います。はい。ちょっと私がどうのこういのはなかなか言えませんが、

(委員長) 見えにくくなりましたもんね。それと、

(委員) そうですね、確かに昔みたいに例えば、補助制度と言いますか、今、公立の保育所に対しては国からの補助というのは無くなったんですけど、私立にはありますので、その辺は、例えばいくら国からもらっている、府からもらっているという数字は分かるんですけど、公立保育所の場合の一般財源化の中で、どれだけ保育所の関係で入っているかというのがなかなかちょっと分かりにくい。入っているのは確かなんですけど、それがどれぐらいだというのがちょっと分かりにくいと思いますねえ。

(委員) 私、予算の方の資料いただいたときに感じたんですけども、ものすごく、向日市は悪い悪いと思っていて、まあ黒やったらいいんじゃないかって思ったもののやっぱりすごく財政状況の、財政調整基金残高っていうのがもうどんどんと、やっぱり13年から19年にかけて、半分になってしまっていて、でこのままいけば結局それが、もう目減りしていく一方であるっていうのがもう分かっている中で、やっぱりその、保育所を新しく建てるお金っていうのをどう出していくのかな、みたいな部分はすごくやっぱり感じるんですね。前回いただいた資料の中では、民設民営の場合のみ国府から負担金が交付されるっていうことで、この負担金の額からすると、ひとつの保育園についてひとつ保育園を造るときに、公立の保育園やったら丸々向日市持ちで、私立の保育所の場合は、市は4分の1でいいっていうことなんですね負担金としては。そうなんですね。建設費とか、その他の費用、運営費とかっていうことなんですよええ。

(委員) そうですね。

(委員) そうなってくるんですよ。4分の3に関しては、国、とか府がするっていうことであって、今まさに保育所が足りないとかっていうことであれば、営利で入ってくる私立の保育所が増えるのに関しては、ものすごく不安だと思うんですけども、ある意味ほんとうに子どものことを考えてくれる私立の保育所さんが入ってくるっていうことは、すごく有効なんじゃないかなって思うんです。そういうことでかえって、いろいろ保護者が選べるようになるっていうのは、すごくいいんじゃないかって思います。特色が出てね、やっぱり公立オンリーっていうと、画一的な保育に、画一的な保育っていうのはおかしいですけど、あそこに行ったらこんなふうで、ここに行ったらこんなふうっていうふうなことは、保育の内容ができないと思うんですけども、私立の場合は特色を出してできると思うので、ある意味そういうふうな、今はあひるが丘さんとあと2園と、3園ですけども、もっと、他にも入ってきてもいいのではないかなっていうふうに考えますけれども。

(委員) 今、公立でない私立の関係ですね、国の考え方といたしましては、いわ

ゆるその民間参入、企業参入ってことで、例えば株式会社とか、例えばNPO法人とか、例えば学校法人とか、でもいいですよという形になってますね、国ですね。で、実際例えば関東地区においては、株式会社が認可保育所をやっておられる。いわゆる認可保育所というのはその、県の認可を受けられるわけですね。でうちであれば、京都府が認可をいたしますので、認可なんですけども、一応今京都府の中におきましては、いわゆる役所ですか、行政、もしくはいわゆる社会福祉法人という形ですね。あくまでもこれは、その都道府県のそれぞれの考え方があるとは思いますが、一応国の規制緩和言いますか、そういう形の中では、いわゆる株式会社でもいいですよというのが、つい何年か前からそういう形になってきておりますけども。京都府内の認可保育所については、行政、市町村、もしくは社会福祉法人という形になってまして、全くの民間企業の参入というのは、京都府内では現在のところはないという状況です。先程申されましたように、例えばあひるが丘さんのところはもうすでに40年近く、やっておられて、その実績たるやもうみなさんご存知のとおりですんで、今までたくさん卒園児の方々も出ておられますし、決して公立、私立、でどうのこうのというのは全然ないと思うんですよ。いろいろ切磋琢磨と言ったらおかしですけど、そういうことも必要なのは必要なという部分もございます。

(委員) よろしいですか。

(委員長) ああどうぞ。

(委員) 私も民間で働いておりましたので、民間保育園のよさもすごくよく分かってるつもりですし、プラスでできる分に関してはそれはそれでいいのかなという思いも無きにしも非ずですけども、今ある公立を建て替えるための予算が無いから民間にっていうことに関しては私はちょっとおかしっていうふうな意見を持ってまして、やっぱり、何で公立にこだわるかという、やっぱりそれは児童福祉法でね、法律変えようとしてる動きが先程保育に欠けるから保育が必要っていうふうなね、形に変えようっていうお話もありましたけれども、でも今の現段階の児童福祉法に基づいて言えば、市町村が、保育実施を果たす義務があるじゃないですか。公立保育園としてね。そこらへんのところの義務を、例えばやっぱり私はそこを要に向日市は考えてもらわないと、それを、財政がちょっと厳しいのではありませんが民間さんっていうことは、私は責任を放棄してることになるんじゃないかなっていうふうに捉えています。何かそれはそれで責任を果たしていただいて、より、もっと保育園がたくさん増えた方が、待機児童も減るとなって、もっとたくさん、それこそ昔ポストの数ほど保育園をって言って母親たちが運動しましたけれども、そういう形で増えていくのであれば、それはそれだとは思っていますけれども、まずはやっぱり向日市の行政が、児童福祉法に基づいての責任をきっちり果たしていただきたい

ていうのは私は親としても、その要があってこそ、よりよい保育が向日市の中に広がっていくと、私は思ってます。

(委員長) プリント見てもらったら、民間っていう言葉は出てこないんですね。あくまで私立なんです。なぜか言うと、今おっしゃったように、行革会議から出された報告書の中には株式会社でも構わない。逆に言えば、積極的に株式会社に任せるといふ論調で書かれているわけですね、今説明ありましたように。で、それは、京都府下では実際それをやっておりますので、それを今このときに、民間という言葉、10年前の民間の言葉と、ある内閣からあと民間の言葉が全然意味が違いますんで、そういう意味で、民間という言葉を使う時には十分に注意しないと。いろいろそこに、価値観が含まれてまいりますんで。でまあ、私立と言えれば分かってもらえますよね。われわれの勤める学校も私立ですから。

(委員) ええ。

(委員長) 株式会社じゃありませんけれども。たぶん民間園とも言うように株式会社が入ってくるイメージがあるわけですね。そういう使い方をもう注意しなきゃいけない時代にも今はなっているかなというふうには思いますので。10年以上前だったら民間と言ってもね、まさに社会福祉法人の、民間という言葉が一般的に言われてたわけですがけれども、昨今は要するに微妙な問題がありますからね。

(委員) でも私立としたところでも、私が今言ったことには変わりはないと思っ
てます。

(委員長) 委員さんの話の補足としてそう言ったわけで、そういう意味で、今、説明をさせてもらったんですが。

(委員) すみません。

(委員) 児童福祉法に基づいてっていう意味で、私は話させていただいたので、子育て支援事業っていうのはこの間国が、少子化問題の対策のひとつとして計画を挙げてきましたけれども、まずやっぱり日本国の法律に基づいての責任っていうところへんにおいては、ちょっと一緒には考えられないっていうふうには思っています。それは土壌が違うのじゃないかなって。やっぱり何のためにそれが生まれた、児童福祉法、子どもを守るための、やっぱり保育に欠ける子どもを守るために、作られた法律っていうところへんの義務っていうところへんと、子育て支援とは私はちょっと違うっていうふうには捉えていますけど。

(委員) 子どもを守る

(委員) ええ。保育に欠ける子どもを。

(委員) 保育に欠ける子どもを。

(委員) 守るための法律ですね、児童福祉法は。

(委員) あの、措置からね。

(委員長) そこはちょっと。

- (委員) うん、措置って言葉はなくなりました。
- (委員) もともと、そういう子どものための、措置の施設であったけれども、今は変わりましたね。
- (委員) なので、それが全てを行政がする責任になるのかなって。
- (委員) 義務っていうのははっきりと、法律の上で入ってきていることだとは思
うんですけども、
- (委員) 24条のところ
- (委員) そのあたりの、解釈っていうか、それは
- (委員長) それは、いろいろ分かれるんです。
- (委員) はい。
- (委員長) 児童福祉法は、保育に欠ける子どもの対応だけではないわけですね。基
本的に全ての子どもが。
- (委員) うん、ほぼ全部が、じゃないですけども
- (委員長) 入っているわけです。ただその範疇から考えた時には。
- (委員) そうですね。
- (委員長) ちょっとね、欠けるだけじゃなくて、全ての子どもということになって
くるわけですね。
- (委員) その全ての子どもを。
- (委員長) 全ての子どもという言い方をしてきた、前例的にはしてきたわけです。
現実的にはそうじゃなかった。ただ、福祉というの、何か法的なイメ
ージを持たれているわけですよ。欠けているという。でそれは、保育
所の子どもについては、そういう概念がある。
- (委員) ただその24条に関しては
- (委員長) ただし、例えば、他の子どもの健全育成という問題について言えば、そ
れは欠ける欠けないの問題ではない。これを両方包んで、児童福祉法は
対象にしているわけです。だから、そういうふうに。
児童福祉法を出すとそうなるんです。分かるんですよおっしゃ
ることは。
- (委員) 24条をつけないといけなかったと思います。
- (委員長) 保育所の、ことについては分かるんです。
- (委員) はい。
- (委員長) 児童福祉法全体出されたら、すべての子どもを対象に
- (委員) そうです。
- (委員長) しているという法律になると。
- (委員) そうです、24条というの飛ばしていましたが、たぶん24条だったと思
うんですけども、
- (委員長) いや、それは分かるですよ。十分、十分分かっています。
- (委員) 保育所に関することは、義務が。
- (委員長) それは分かっています。

- (委員) はい。
- (委員長) だからその辺の部分は。
- (委員) あると思います。
- (委員長) 分かりますけど、児童福祉法全体捉えたときには。
- (委員) そうですそれはおかしいですね。
- (委員長) そうでしょ、
- (委員) そうです。
- (委員長) そうそう。
- (委員) はい、ごめんなさい。ちゃんと条を言わなかったので。
- (委員長) はい。
- (委員) ただその法律が残っているのもあって、もちろんそれは大事な法律だと思ってますし、ほんとうにいろんな家庭の中で、保育を必要とする子のためになくはない場所が保育所だというふうには思ってますので。
その義務を、きちりとやっぱり市町村は果たしていただかなければならないところではないかっていうことは、ずっと思ってます。
- (委員長) 何か他に、ご意見、ありませんか。
- (委員) 私は別にどっちというふうには思っていないですよ。
- (委員長) いや別に対立してませんから。
誤解ないようにね。
- (委員) ないんですけど、私立の法人が運営するということになると、公、要するに、向日市が責任を放棄したというふうにお考えですか？
- (委員) 放棄、するような形にも捉えられると思ってます。
- (委員) 放棄するような形に。
- (委員) ええ。もう任せる形に、やっぱりなっていくのではないか。全国的に公立から私立にっていうようなケースもありますけれども、
- (委員) うん。
- (委員) やっぱりそこらへんでは、行政の無責任さが問われているところもあるっていうふうには思ってますし、そこは、もう今後向日市が、そうならないっていうふうには決して思えないところもありますので、逆を言えば、何でじゃあ公立で守れないの、公立としてあるものを、無くしていくっていうことに何の意味があるのかが、私は逆に理解できないところがありますので。
- (委員) 何か、いいですか。
- (委員長) はいどうぞ。
- (委員) 私は、子どもは3人とも幼稚園だったので、実際保育所っていうのを見たのは自分が子育て支援をしまして、一時保育なんかのところにお迎えに行ったりとか、一時保育は1歳児からしか預かられないんで、実際0歳児を家で預かったりとかすることをしているんです。そんな中で保育をきち

んとしていただけるのであれば、別に公立でも私立でもいいんじゃない？
みたいなふうに思うんですけども、そんなあたりはどうなんですか？別に私立で、十分あひるが丘さんなんかもうすごくお母さん行ってもらって、すごく信頼されてていい保育されてて、公立じゃなくって私はあひるが丘に入れたいのよって

(委員) あひるが丘に入れられる。遠くからですね、入れるお母さんも、おられるんですね。そういうようなことを思うと、何でそこまで公立公立っていう気持ちもあるんです。不思議やなって。

(委員) あの、私は決して、その私立の方があかんからっていう意味で...

(委員) それとね、ここはあり方委員会なので、今後公立の保育園がどうあればいいのかっていうふうなことをね、もっと中心に、あり方として話していけばどうかなどは思うんですけども。私もやっぱり、公立じゃないと担えない部分っていうのは絶対あると思うんです。それは絶対あると思うんです。でも全てが、公立じゃないと担えないかっていうと、そんなことはないと思うので、公立保育園はどうあるべきか、今後公立保育園がずっと残るのか、あるいは私立がいっぱい増えてくるのか、その辺は私にも分からないですけども、公立保育園が0になることは絶対ないと思うので、公立保育園っていうのは今後どうあるべきなのか、向日市の中で、公立保育園の位置っていうのはどうなるかっていうふうなことを、話し合っていけばいいのになと思っていますんですけども。

(委員) ただその公立が、確実に残るっていう元においては、そこに焦点が絞れると思うんですけども、まず第1回目のときに、ちょっと予算が無理だけれども建て替えしないといけないのでっていう話が、一番初めにあったので、もう公立としては無理だったら私立にっていう方向も含めてきつとこの会議があるんだろうなっていうふうに思ってますし、私はやっぱり、あひるが丘さんもすごい素敵な保育されていることも、いろんな保護者の方からも聞きますし、京都市もですけども、全国的にもともと保育って、無認可保育園が先駆的に保育を行ってきて、いわゆる昔でいう民間って言われるところが、どんどんどんどん保育の水準を高めていって、公立がそれについてきた部分が、私はあったと思っていますし、私立の保育園がけしてだめだからって言っているわけでは絶対なくって、子どものことに、やっぱり国と市が責任を持ってもらえる状態であって欲しいと思っています。だからそれはやっぱり先程、何条かが抜けていて申し訳なかったんですけども、法律で定められている義務としてでも、やっぱり守ってもらわないと、国や市がどうぞってやっぱり、あの、私立ってやっぱり認可されていても、株式会社じゃなくって、やっぱり市場化が持ち込まれてきてしまうんですね、経営が成り立たないと潰れていきますので。そういった意味では、だから頑張る保育園はあるっていうことで、いやあの、私立さん頑張ってはるよって言われることもたくさんあると思うんで

すけど、責任っていうところへんにおいて、子どもの健やかな保育を保障するのはやっぱり国であって市であって欲しい、私はそういう国であって欲しいっていうことをすごく望んでいますし、そのことがやっぱり市場化されることはできるだけ防ぎたいなって、私立の保育園がすごく頑張って素敵な保育を私もしてきたって思ってますし、やっていることは分かってますけれども、基本的にはそういう国の考え方、今国がそうじゃないから残念なんですけれども、市の考え方であって欲しいってことはすごく変わらないです。で実際、保育園が民営化された市とかで、実際子どもの保障がどうだったのかっていうような裁判されてるところもありますけれども、支障がなかったとは言えないっていう結果が出ていることも事実ですし、やっぱりその、それはいろんな考え方があるとは思いますが、実際その、私立の保育園で、保育士さんの平均労働年数って、5、6年なんですよね。今実際、で、それは何でかというたら、やっぱり努力で賄わないと仕方がないところが。やっぱり自分ところの、やっぱり市やらの、公立とは違って、努力でやらないといけないから、まあ言ったらボランティア的なことがかなり含まれてくるのが、やっぱりどうしても今の現状だと私は、私立保育園の現状だというふうに捉えていますし、その結果、産休がちゃんと取れない、育休が取れない、結婚したら働き続けられないってようなことが、今実際日本の現状としてあるのは、これはもう現実なのだと思います。そういった意味でも私は、国ややっぱり市が、ちゃんとほんとに経営を保障して、保育士って人間育てる仕事ですから、そんな5年や6年で子ども育てる仕事が、もちろん若い保育士さんも頑張ってはりますけれども、やっぱりちゃんとスキルアップしてできていくかっていったらそんな甘い仕事じゃないと思ってますし、やっぱりほんまに定年するぐらいまで働き続けられてこそ、いろんな年代の保育士さんがいてこそ、子どもたちの保育の水準が上がっていくと思っていますので、何かそこらへんのいろんな意味を含めて、決して私立の保育園は私は、保育の水準が低いなんてことは一切思っていませんし、公立より素晴らしい保育をしておられる保育園もたくさんあると思ってる上で、基本的にやっぱり国や市に対する考え方を、私は一人の親として、やっぱり要求し続けていきたいなっていうふうには思っています。

(委員) はい。

(委員長) はいどうぞ。

(委員) ですから、責任を持つという内容がね、責任を持つという内容が、限りある財源というのは絶対有限ですよ。で、それをどう有効に使うか。公立で今は、いろいろ人件費の問題とかおっしゃっているけど、かなり硬直したような形になっていますよね。で、私立の運営に任されて、市は責任放棄じゃなくて、十分責任を持つ、子どもたちの福祉を進めるために、向日市の、要するに責任というのはもう、財政、その裏打ちがなかったら、

いかないわけですからね、どんなことを言ってもね、その責任というのはあると思うんですよ。うん。それをどうなさるのかな、どういう方針かなというのが、先程から言っています、一番だろうというように思うんです。

(委員) そうですね。

(委員) そういうことですよ。

(委員) 私たちの税金を

(委員) うんうん。

(委員) どう使ってくださるのかっていう

(委員) うん。だから公立でっていうふうに、そんなにこだわる必要は。私はどっちでもいいんですけど。何回も言いますが、どっちでもいいんですけど、そんなふうにそれで、それが責任放棄だっていうふうにはならないんじゃないかなあというふうに思います。その大前提は、それは限りある財源があるわけだから、それを有効に使うということはどういうことかなという話も平行で進まない。

(委員長) またそうですね、結局責任という言葉じゃなくて、どの部分で行政責任を持たすのかということだと思えますよ。だから、端から端まで丸がけで全部やれというものの1つの立場でしょうし、かといって、行政は全く責任は外れますよという話ではないわけですね。ただ、結局ここに出てくるように、行政が果たすべき役割とは何なんだと。

(委員) そうです。

(委員長) こういうね、話になってきたわけで。

(委員) そうですよ。

(委員長) ええ。だからそういう意味で、この絵も、まずそんなにまずくなかったなと。だから、今まさに、そのところが議論されているところです。公的責任っていうのは、一体どの枠にしていくのかね。それはいろんな立場でいろいろ議論あると思います。非常にそこに、最終的には落ち着いていくのではないかなあというふうには思っております。まあそういうことで、今日いろいろご意見を出していただきましたけど、おおよそ予定を過ぎました。時間になってまいりましたので、この件また次回、引き続いて、熱心なご討議をいただければと思います。それで、一応、今回は、この、4につきましてはここで今日のところは終わらせていただきたいと思います。それでは、最後となりましたが、その他となっておりますが、ご意見がございましたでしょうか。事務局から何かございましたでしょうか。

(事務局) 第3回目の委員会につきまして、11月の下旬に開催したいと思います。またご連絡申し上げますので、よろしく願いをいたします。ご苦労さまでした。

(委員長) どうも、お疲れのところいろいろご意見を頂戴しましてありがとうございます。次回もこの形で、もう少し具体的に資料出していただいてもいい

と思いますので。いくつかの焦点、具体的に出させていただきます、一步一步進めて行きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうも、ありがとうございました。